

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
佐野藤建設株式会社(静岡県富士宮市上条1540-1)[1000005232]
2. 資格登録停止措置の期間
令和3年2月26日から令和3年5月25日まで(3ヵ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格者の元代表取締役は、林野庁関東森林管理局東京神奈川森林管理署(神奈川県平塚市)の発注した林道改良工事に関し、林野庁職員より不正に工事請負代金を増額変更する旨の示唆を受け、その謝礼として現金数百万円を渡したとして、令和3年1月9日、贈賄容疑で静岡県警に逮捕された。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者の元代表取締役が、贈賄の疑いで逮捕されたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第2号イ(贈賄)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等	全地域について 逮捕又は公訴を知った日から3月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)